

## 可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会開催要綱

## (目的)

第1条 近年、サウナブームもあり、これまでのサウナ設備とは異なる簡易な可搬式のサウナ設備等が設置されるようになってきている。

こうした簡易なサウナ設備等について、その特性に応じた防火安全対策について検討を行うことを目的とする。

## (検討事項)

第2条 検討会は、概ね次の事項について調査検討を行うものとする。

(1) 可搬式サウナ等の特性に関する調査・分析

(2) 可搬式サウナ等の特性を踏まえた火気設備・器具として必要な防火安全対策

## (検討会)

第3条 検討会の委員は、有識者、関係団体及び消防行政の関係者等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁予防課長が委嘱する。

2 検討会には座長を置く。

3 座長は、委員の互選により選出する。

4 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。

5 座長及び委員は、必要に応じ、検討会に関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。

## (委員等の任期)

第4条 委員の任期は、就任を承諾した日から令和7年3月31日(月)までとする。ただし、特に必要があると認められるときは、任期を別に定めることができる。

## (庶務)

第5条 検討会の庶務は、消防庁予防課が処理する。

## (補足)

第6条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年6月24日から実施する。